

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

				資料番号	4-2	担当課	労政雇用課
法令名	高齢者等の雇用の安定等に関する法律	根拠条項	42	不利益処分の種類	シルバー人材センターに対する監督命令		
<p>(監督命令)</p> <p>第四十二条 都道府県知事は、この節の規定を施行するために必要な限度において、シルバー人材センターに対し、第三十八条第一項（第三十九条第五項及び第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。</p>							